

○府中市附属機関の設置等に関する条例 <抜粋>

平成27年 3 月13日

条例第 1 号

改正 平成27年 6 月29日条例第21号 平成28年 9 月28日条例第24号
平成29年 3 月21日条例第 1 号 平成31年 3 月20日条例第 1 号
令和 2 年 3 月17日条例第 1 号 令和 3 年 3 月17日条例第 2 号
令和 4 年 3 月22日条例第 1 号 令和 5 年 3 月22日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、法律又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、府中市長又は府中市教育委員会(以下「市長等」という。)の附属機関を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 市長等の附属機関として、別表名称の欄に掲げる機関を置く。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、府中市規則又は府中市教育委員会規則(第 9 条において「市規則等」という。)に定めるところにより、設置期間が 1 年未満の附属機関を置くことができる。

(所掌事務)

第 3 条 前条第 1 項に規定する附属機関は、市長等の諮問に応じて、それぞれ別表所掌事項の欄に定める事項について、調査審議するものとする。

(委員の定数)

第 4 条 第 2 条第 1 項に規定する附属機関の委員(臨時委員及び専門調査員を除く。次条において同じ。)の定数は、それぞれ別表委員の定数の欄に定めるとおりとする。

(委員の任期)

第 5 条 第 2 条第 1 項に規定する附属機関の委員の任期は、それぞれ別表委員の任期の欄に定めるとおりとし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門調査員)

第 6 条 市長等の附属機関に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 市長等の附属機関に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

3 臨時委員は第 1 項の規定による特別の事項の調査審議が終了したとき、専門調査員は

前項の規定による専門の事項の調査が終了したときに、解任されるものとする。

(部会)

第7条 市長等の附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

(秘密保持義務)

第8条 市長等の附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、市長等の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則等で定める。

別表(第2条～第5条)

(平27条例21・平28条例24・平29条例1・平31条例1・令2条例1・令3条例2・令4条例1・令5条例1・一部改正)

1 府中市長の附属機関

名称	所掌事項	委員	
		定数	任期
府中市保健計画・食育推進計画推進協議会	(1) 府中市保健計画の推進に関する事項 (2) 府中市食育推進計画の推進に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項	13人以内	2年